

告 示

埼玉県告示第千四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

<p>介護相談室 太行路</p>	<p>あねとすホームケア 診療所</p>		<p>名称</p>
<p>飯能市下名栗四六〇</p>	<p>深谷市人見一九七五</p>		<p>所在地</p>
<p>居宅介護支援</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養 管理指導</p>	<p>サービスの種類</p>
<p>平成二十四年 三月三十一日</p>	<p>平成二十七年 六月三十日</p>		<p>廃止年月日</p>